



## 【大雨・洪水対策】

①過去の台風などで浸水された地区は、雨量によっては再度浸水の可能性があります。大雨情報事前収集に努め、早めに関道具や食料品などを高い所へ移動させましょう。また、浸水を防止するため、事前に土のう積みをしておきましょう。

(土のう袋は、ホームセンターや建材店などで販売しています。)

車は早めに高台などに避難させておきましょう。



②河川の上流部の方、農家の方は、洪水時に浮遊物(材木類、わら、ビニール、不用になった家具類など)が流れたりしないよう、日ごろから適切な処置をしておいてください。

下流部の浸水家屋に流れ込んだり、排水ポンプの排水能力の低下を引き起こす原因になります。

③避難などをするときに冠水した道路を通らなければならぬ場合には、長い棒(さぐり棒)などで足元を確認しながら歩きましょう。冠水した道路では足もとが見えにくく、道路と側溝などの境界がわからずに足を踏み外すおそれがあります。また、長靴は水が入ると重くなり流れに足を取られる危険があるので、避難するときは運動靴にしましょう。素足は禁物です。

(洪水の中を歩ける深さは、男性が約70センチ、女性が約50センチ(腰以下)が基準です。無理をせず、高い



所で助けを待ちましょう。)  
家族で避難する場合はロープなどでお互いに体を結んでくぐれないようにしましょう。

## 【高潮対策】

①台風が徳島県通過または豊後水道から瀬戸内海を通過するコースをとると予想される場合、小松島市に最接近する時刻(風雨の最も激しい時期)と満潮時刻が重なる場合には高潮発生の可能性があり注意が必要です。特に、港奥では高潮発生の可能性が高く、地盤の低い所にお住まいの方は、早めに避難をしてください。(本市では、甚大な被害をもたらした昭和36年9月16日の第2室戸台風の例があります。)

②高潮の発生が予想されると(通常、高潮警報発令後)、市は明らかに海側の鉄扉等を閉塞します。海側との出入りができなくなりしますのでご協力ください。

## 【土砂災害対策】

①大雨警報発表後、今後の降雨予測に基づいて「土砂災害警戒情報」が発表されることがあります。土砂災害の危険区域や土砂災害警戒区域、またその周辺に居住している方は、**自主的な**

**避難**を開始しましょう。(市は、土砂災害警戒情報等の情報を参考に「避難勧告等」を発令します。)  
②土砂災害警戒情報の発表がなくても、場所によっては、局地的な異常現象も考えられます。普段と違う状況に気付いたら、回りの住民に声を掛け、安全な場所に避難してください。(避難する場合は市に連絡してください。)  
③土砂災害は、大雨警報が解除された後でも発生する可能性があります。避難場所から帰宅する場合は、市の了解を得てください。



土砂災害の危険区域については、平成19年に配布した「小松島市洪水(土砂災害)ハザードマップ」を参照してください。土砂災害警戒区域は、現在立江町の江ノ上・清水・鍋寺地区にのみ指定区域があります。指定区域周辺の方々には今年6月に「土砂災害ハザードマップ小松島市立江町(江ノ上・清水・鍋寺)」を配布しております。また両ハザードマップは小松島市ホームページに掲載していますので、こちらも参照してください。

ご不明な点があれば、市防災監理課(☎32・2227)にお問い合わせください。

